

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
- ………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………二
- ………（同）…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………三
- ………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…三
- 告示（選）
- 政治団体の届出……………五
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………六
- 政治団体の解散の届出……………二〇
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………三
- 屋外広告物講習会の開催……………四
- ………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…四
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………五
- ………（東京都収用委員会）…五

告示

東京都告示第九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十日

東京都知事 舛添 要 一

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二一八	雑誌	ジュネットコミックス 281	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二一九	同右	SPコミックス マジマンマジであつたマンガみたいな話	同右
		五〇四五二一八 株式会社リイド社	

東京都告示第十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定す

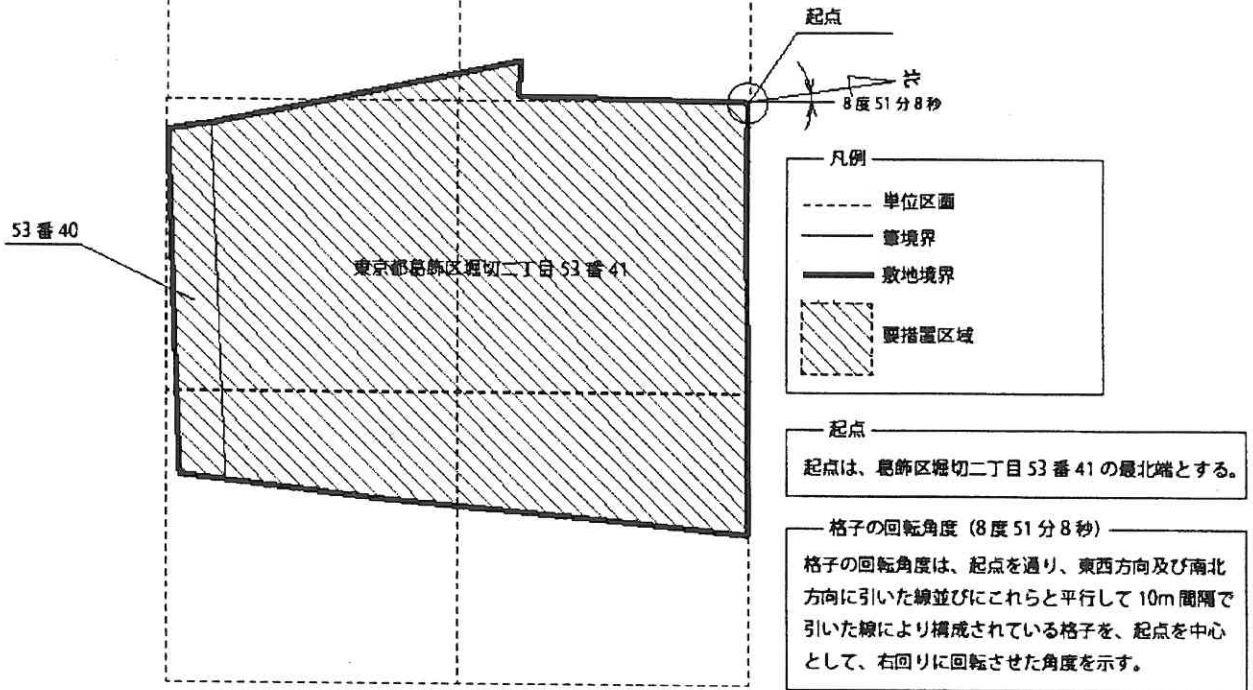
るので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり（葛飾区堀切二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シスー・二ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



●東京都告示第千十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千五百三十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(渋谷区恵比寿一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去